

令和4年3月31日提出

半田市議会臨時会議案





議案第37号

令和3年度半田市一般会計補正予算第14号

令和3年度半田市の一般会計補正予算第14号は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月31日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業(新型コロナウイルス感染症対策)	千円 114,200

議案第38号

令和4年度半田市一般会計補正予算第1号

令和4年度半田市の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,161,140千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
16 県支出金		3,106,910	570	3,107,480
	2 県補助金	1,202,472	570	1,203,042
19 繰入金		724,974	570	725,544
	1 基金繰入金	724,974	570	725,544
歳 入	合 計	43,160,000	1,140	43,161,140

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 3,957,987	千円 1,140	千円 3,959,127
	1 保健衛生費	2,544,714	1,140	2,545,854
歳 出	合 計	43,160,000	1,140	43,161,140

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 6 県支出金	3,106,910	570	3,107,480
1 9 繰入金	724,974	570	725,544
歳 入 合 計	43,160,000	1,140	43,161,140

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 衛生費	3,957,987	1,140	3,959,127
歳 出 合 計	43,160,000	1,140	43,161,140

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 県 支 出 金			
千円	千円	千円	千円
570	0	0	570
570	0	0	570

2 歳 入

16 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費県補助金	千円 9,500	千円 570	千円 10,070
計	1,202,472	570	1,203,042

19 款 繰入金
1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	494,421	570	494,991
計	724,974	570	725,544

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費補助金	千円 570	23 がん患者アピアランスケア支援事業費補助金 千円 570

1 財政調整基金繰入金	570	01 財政調整基金繰入金 570

3 歳 出

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 保健衛生総務費	710,155	1,140	711,295	県支出金 570			570
計	2,544,714	1,140	2,545,854	570	0	0	570

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 1,140	12 がん患者アピアランスケア支援事業費 01 がん患者アピアランスケア支援事業 18 負担金、補助及び交付金 がん患者アピアランスケア用品購入費補助金	千円 1,140 1,140 1,140 1,140

令和4年度半田市一般会計補正予算第1号 歳入参考資料

(款) 16 県支出金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
2	県補助金			
	3 衛生費県補助金			
	1 保健衛生費 補助金 570		がん患者アピアランスケア 支援事業費補助金 1,140×1/2 570	570

議案第三十九号

半田市市税条例等の一部改正について

半田市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年三月三十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市市税条例等の一部を改正する条例

(半田市市税条例の一部改正)

第一条 半田市市税条例(昭和五十二年半田市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四第一項中「交付手数料」を「交付(法第三百八十二条の四に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第三十二条第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第三十五条の三第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第三十二条第六項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第三十五条の三第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第三十三条の七第一項第五号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十五号)附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第三十三条の九第一項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第二項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第三十五条の二第一項ただし書中「所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下で

あるものに限る。)の法第百三十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第三十五条の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第三十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 一 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第百三十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。)の氏名

第三十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十一条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。第二号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 一 特定配偶者の氏名

第五十一条の七中「第二条第四項ただし書」を「第二条第三項ただし書」に改める。

第六十七条の二第一項中「固定資産課税台帳」の下に「(同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第百八十二条の四に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第六十七条の三第一項中「事項の証明書」の下に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「交付手数料」を「交付(法第百八十二条の四に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改め

る。

附則第七条の三の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改める。

附則第十条の二第二項中「四分之三」を「五分之四」に改め、同条第三項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同条第四項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同条第五項中「附則第十五条第二十四項第一号」を「附則第十五条第二十三項第一号」に改め、同条第六項中「附則第十五条第二十四項第二号」を「附則第十五条第二十三項第二号」に改め、同条第七項中「附則第十五条第二十四項第三号」を「附則第十五条第二十三項第三号」に改め、同条第八項中「附則第十五条第二十五項第一号」を「附則第十五条第二十四項第一号」に改め、同条第九項中「附則第十五条第二十五項第二号」を「附則第十五条第二十四項第二号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第二十七項第一号イ」を「附則第十五条第二十六項第一号イ」に改め、同条第十一項中「附則第十五条第二十七項第一号ロ」を「附則第十五条第二十六項第一号ロ」に改め、同条第十二項中「附則第十五条第二十七項第一号ハ」を「附則第十五条第二十六項第一号ハ」に改め、同条第十三項中「附則第十五条第二十七項第一号ニ」を「附則第十五条第二十六項第一号ニ」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第二十七項第二号イ」を「附則第十五条第二十六項第二号イ」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第二十七項第二号ロ」を「附則第十五条第二十六項第二号ロ」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第二十七項第二号ハ」を「附則第十五条第二十六項第二号ハ」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第二十七項第三号イ」を「附則第十五条第二十六項第三号イ」に改め、同条第十八項中「附則第十五条第二十七項第三号ロ」を「附則第十五条第二十六項第三号ロ」に改め、同条第十九項中「附則第十五条第二十七項第三号ハ」を「附則第十五条第二十六項第三号ハ」に改め、同条第二十項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同条第二十一項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第二十二項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第二十三項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同条第二十四項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同条中第二十六項を第二十七項とし、第二十五項を第二十六項とし、第二十四項の次に次の一項を加える。

25 法附則第十五条第四十四項に規定する市町村の条例で定める割合は四分之三とす

る。

附則第十条の三第七項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第九項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第十二条第一項中「百分の五」の下に「(商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五)」を加える。

附則第十二条の二中「(平成十五年法律第九号)附則第十条」を「(令和三年法律第七号)附則第十四条第一項」に、「平成十五年度分から平成十七年度分」を「令和三年度から令和五年度までの各年度分」に改め、「法附則第十八条の三」の下に「(法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第十六条の三第二項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第十七条の二第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第二十条の二第四項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第三十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第二十条の三第四項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第三十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第二十条の三第六項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長

が認めるときを含む。）」を削る。

附則第二十六条を削る。

(半田市都市計画税条例の一部改正)

第二条 半田市都市計画税条例(昭和五十二年半田市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項(見出しを含む。)中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改める。

附則第三項(見出しを含む。)中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改める。

附則第四項(見出しを含む。)中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改める。

附則第五項(見出しを含む。)中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十九項」に改める。

附則第十九項中「(平成十八年法律第七号)附則第十三条」を「(令和三年法律第七号)附則第十四条」に、「平成十八年度分から平成二十年度分」を「令和三年度から令和五年度までの各年度分」に、「において読み替えて準用する法附則第十八条の三」を「(法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十八項中「第十五項から第十九項まで、第二十一項、第二十二項、第二十六項、第二十九項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項若しくは第四十三項」を「第十四項から第十八項まで、第二十項、第二十一項、第二十五項、第二十八項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項若しくは第四十四項」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十七項中「附則第七項及び第九項」を「附則第八項及び第十項」に、「附則第七項及び第十項」を「附則第八項及び第十一項」に、「第十項及び第十一項」を「第九項、第十一項及び第十二項」に、「附則第十項から第十二項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に、「附則第十二項」を「附則第十三項」に、「附則第十三項から第十五項まで」を「附則第十四項から第十六項まで」に、「附則第十四項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第十一項中「附則第七項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十項中「附則第七項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項中「附則第七項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項を附則第九項とする。

附則第七項中「百分の五」の下に、「(商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五)」を加え、同項を附則第八項とする。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

(法附則第十五条第四十四項の条例で定める割合)

6 法附則第十五条第四十四項に規定する市町村の条例で定める割合は四分の三とする。

(半田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 半田市市税条例等の一部を改正する条例(令和二年半田市条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち第四十六条第十項の改正規定中「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「同条第六十項」を「同条第六十二項」に改め、同条第十六項の改正規定中「第三百二十一条の八第六十九項」を「第三百二十一条の八第七十一項」に改める。

第四条 半田市市税条例等の一部を改正する条例(令和三年半田市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち市税条例第三十五条の三の三第一項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者」を「扶養親族(一)の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第二条第四項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第二十六条第二項及び第三十五条の三の三第一項並びに附則第五条第一項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中市税条例第三十五条の三の二の見出し及び同条第一項並びに第三十五条の三の三の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条例附則第七条の三の二第一項及び第十七条の二第三項の改正規定並びに同条例附則第二十六条を削る改正規定並びに附則第三条第一項及び第二項の規定 令和五年一月一日

二 第一条中市税条例第三十二条第四項及び第六項、第三十三条の九第一項及び第二項、第三十五条の二第一項ただし書及び第二項並びに第三十五条の三第二項及び第三項の改正規定並びに同条例附則第十六条の三第二項、第二十条の二第四項並びに第二十条の三第四項及び第六項の改正規定並びに附則第三条第三項の規定 令和六年一月一日

三 第一条中市税条例第二十条の四第一項の改正規定、同条例第六十七条の二第一項の改正規定（「固定資産課税台帳」の下に「（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第六十七条の三第一項の改正規定（「事項の証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項の規定
民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

四 第三条の改正規定 公布の日

（納税証明書に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第二十条の四第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十二条の四に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第二十条の十の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による新条例第三十五条の三の二第一項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第三十五条の三の二第一項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の市税条例（次項において「旧条例」という。）第三十五条の三の

二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第三十五条の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第三十五条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和五年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる規定による新条例第六十七条の二第二項（地方税法第三百八十二条の四に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第一条第三号に掲げる規定による新条例第六十七条の三第二項（地方税法第三百八十二条の四に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第五条 この条例による改正後の半田市都市計画税条例の規定は、令和四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和三年度分までの都市計画税については、なお従前

0 00140°



議案第四十号

半田市国民健康保険税条例の一部改正について

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年三月三十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六十三万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項中「十九万円」を「二十万円」に改める。

第二十二條中「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。

附則第二項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和四年度以後の年度分の保険税について適用し、令和三年度分までの保険税については、なお従前の例による。





